

令和8年度 文化会館・はまゆう会館指定管理者公募に関する質問と回答

※質問内容は原文のとおり

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	募集要項	4	Ⅱ 業務に関する事項 3 文化会館の大ホールについて 5 はまゆう会館の中ホールについて	施設の休館による減収が見込まれますが、その間の利用料金の補填等はあるのでしょうか。	施設の休館に伴う利用料金収入の減少については、補填を行う予定です。
2	募集要項	4	Ⅱ 業務に関する事項 2 文化会館内の平和中央公園管理事務所及び博物館事務所として使用することについて	負担金の支払いサイトをご教示ください。（1ヶ月毎か確認したい）	負担金は、原則として月ごとに精算し、翌月末にお支払いします。なお、新たに使用予定の博物館事務所に係る負担金については、博物館、指定管理者及び文化振興課で協議の上、決定します。
3	募集要項	5	Ⅱ 業務に関する事項 6 管理の基準	「駐車場は無休」とありますが、休館日であっても混雑が予想される場合は年末年始を含め指定管理者が対応しなければならないのでしょうか。	休館日における駐車場整理員の配置を一律に義務付けるものではありません。ただし、元日など多くの来場者が見込まれ、駐車場の混雑や渋滞により近隣への影響が懸念される場合には、安全かつ円滑な駐車場運営のため、指定管理者において必要に応じて整理員を配置しています。
4	募集要項	22	Ⅶ 指定及び協定に関する事項 1 その他 (7)ネーミングライツについて	ネーミングライツを取得した事業者は、会館利用に関する特典（優先予約や料金減免等）はあるのでしょうか。	現時点では、ネーミングライツパートナーに対する優先予約や利用料金の減免など、会館利用に関する特別な取扱いはありません。
5	募集要項	22	Ⅶ 指定及び協定に関する事項 1 その他 (7)ネーミングライツについて	ネーミングライツは、会館案内等の掲示物や会館パンフレット等、多岐にわたる改修が必要になると思われますが、それらにかかる経費はネーミングライツ取得事業者が全て負担するものと考えて差し支えないでしょうか。	ネーミングライツ導入時の費用分担については、その時点での取り決めにより決定されますが、名称変更にかかる費用は原則、市もしくはネーミングライツパートナーの負担となります。但し、HP等の内容変更など軽微な変更については、指定管理者での変更をお願いします。また、指定管理者が制作済みの広報物等についても、次回制作時での変更で構いません。
6	業務仕様書 （資料2-2）	-	【はまゆう会館】 7 空調自動制御機器保守点検業務	はまゆう会館の仕様書には「空調自動制御機器保守点検」がありますが、文化会館には見当たりません。これは機器自体が存在せず、人的対応により運転監視・管理しているとの解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。文化会館には空調自動制御機器が設置されていないため、空調設備の運転監視及び管理は、職員による対応を基本としています。